

監事の業務概要

1. 監事の職責

監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 20 条第 2 項に基づき、理事長と同様、主務大臣から任命された独立の機関として、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の業務を監査することにより、機構の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な機構の統治体制の確立に資する責務を負う。

2. 業務監査

監事は、以下の手続きを実施することにより、機構の業務を監査する。

- (1) 中長期目標等及び中長期計画等に基づき実施される業務の監査
- (2) 理事長の意思決定の状況の監査
- (3) 内部統制システムの構築・運用状況の監査

3. 会計監査

監事は、事業年度を通じて機構の業務を監査することにより、主務大臣に提出する財務諸表が、機構の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているかどうかについて検証する。

また、機構は会計監査人設置法人であるので、監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から会計監査報告を受領し、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査の実効性を確保するための体制の確認を行う。

4. 監査の方法

- (1) 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成する。
- (2) 監事は、業務運営状況を把握するため、理事会議その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
- (3) 監事は、理事長その他役職員及び会計監査人と監査について、適宜、意見交換を行う。
- (4) 監事は、内部監査部門、業績評価部門及び内部統制機能を所管する部署と

緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施する。

- (5) 監事は、業務運営に関する文書の回付を受けるとともに、通則法第 19 条第 6 項に基づき主務大臣に提出する書類について調査を行う。

5. 監査の報告

- (1) 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び主務大臣に提出するとともに、その内容について説明を行う。

監査報告は、機構のホームページにて公表を行っている。

- (2) 監事の監査報告には、次に掲げる事項を記載することになっている。

① 監査の方法及びその内容

② 監査の結果

- 1) 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

- 2) 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- 3) 機構の役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

- 4) 財務諸表等についての意見

- 5) 事業報告書についての意見

③ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1) 給与水準の状況

- 2) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

- 3) 理事長の報酬水準の妥当性

- 4) 保有資産の見直し

- (3) 平成 29 事業年度の監事監査報告は別添のとおりであり、監査の結果、全体として全て適正との意見をいただいている。



監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、各事業担当部署等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項

は認められない。

- 3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準の状況

国家公務員の給与等を踏まえて、妥当であるものと認める。

- 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

入札・契約は適正に実施されていると認める。

- 3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準は、国家公務員の給与等を踏まえて、妥当であるものと認める。

- 4 保有資産の見直し

保有資産は、見直しを行っており、資産の保有状況は妥当であるものと認める。

平成30年6月20日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

監事（非常勤）

問 俊 道 子 

監事（非常勤）

皇 伏 見 子 